

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和7年1月27日から施行する。

令和7年1月27日

富山県公安委員会

委員長 竹内 登美子

別表第1 通行禁止

魚津市の項第4号を次のように改める。

		削除				
--	--	----	--	--	--	--

小矢部市の項第18号を次のように改める。

		削除				
--	--	----	--	--	--	--

別表第5 最高速度

富山市の項第882号の次に次の1号を追加する。

883	市道	富山市布瀬町2丁目16-15から 同 布瀬町2丁目2-1まで	440m	終日	30km	
-----	----	-----------------------------------	------	----	------	--

射水市の項第99号を次のように改める。

		削除				
--	--	----	--	--	--	--

氷見市の項第84号を次のように改める。

84	市道	氷見市上泉 412から 同 島尾 258まで	800m	終日	30km	
----	----	---------------------------	------	----	------	--

氷見市の項第 115号の次に次の 1 号を追加する。

116	市道	氷見市上泉 5-20	1860m	終日	30km	
		同 上泉 5-4				
		同 宮田 260-60				
		同 宮田 492-3				
		を結ぶ道路で囲まれた区域内の道路				

別表第 8(1)車両の駐車禁止

射水市の項第62号を次のように改める。

		削除				
--	--	----	--	--	--	--

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、立山町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 27 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（数値図化、修正測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 6 月 21 日から令和 6 年 10 月 30 日まで
- 3 作業地域
立山町 岩嶽寺外 地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規

定により、高岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月22日から令和6年10月4日まで

3 作業地域

高岡市伏木磯町外地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、井田川水系土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年8月26日から令和6年11月1日まで

3 作業地域

富山市婦中町千里地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小矢部川ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通

知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年11月1日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

南砺市臼中 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量（改測）・UAVレーザ測量）

2 作業期間

令和6年8月9日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

常願寺川（富山市岡田から小見地区、中新川郡立山町横江から芦畷寺地区）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（レーザ測量）

2 作業期間

令和6年10月22日から令和6年11月29日まで

3 作業地域

南砺市利賀村北原 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和6年11月1日から令和7年1月31日まで

3 作業地域

富山県下新川郡朝日町宮崎外地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年1月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザー測深）

2 作業期間

令和6年10月28日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

黒部市、入善町、朝日町内
